

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2238号)

令和2年2月25日

横情審答申第2238号

令和2年2月25日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成29年11月16日健こ第839号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成28年度及び平成29年度の横浜市こころの健康相談センターにおける  
嘱託医師の氏名」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成28年度横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）名簿」及び「平成29年度横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）名簿」を開示しなかった決定は妥当である。

また、平成28年度及び平成29年度に横浜市こころの健康相談センターで委嘱した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項第1号に基づく調査研究業務及び同法第27条に基づく診察業務等に従事する嘱託医の氏名が記載された行政文書を対象行政文書として特定しなかったことは妥当ではなく、該当する行政文書を特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成29年度及び28年度 横浜市こころの健康相談センターにおける嘱託医師の氏名」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年8月14日付で行った「平成28年度及び平成29年度の横浜市こころの健康相談センターにおける嘱託医師の氏名」の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件開示請求に係る対象行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 嘱託医の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当する。

イ 障害等級判定を行う嘱託医は、特別職の公務員であるが、当該嘱託医の氏名は職員録に記載されておらず、一般に公にされていない情報である。また、嘱託医は常勤ではなく、相談業務等のように精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の申請者を含めて市民と直接対応する業務は行っておらず、名札等で氏名を明らかにすることもない。さらに、精神障害者手帳の申請者の主

治医等が作成し、提出された診断書に基づき、機能障害や能力障害の状態に応じた障害等級判定について意見を述べる意見聴取の場に、月に1回又は2回出席するのみとなっている。そのため、職員録に記載されていないということだけでなく、嘱託医の氏名は、一般に公にされていない情報であり、また公にすることが予定されているものではないことから、本号ただし書アに該当せず、また本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないため、嘱託医の氏名は非開示とした。

ウ 嘱託医の所属及び役職についても、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、一般に公にされておらず、公にする予定もない情報であるため、本号ただし書アに該当せず、非開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

障害等級判定を行う嘱託医は、精神障害者手帳の申請者と直接対応することではなく、意見聴取において、診断書に基づき精神障害者手帳の等級判定について意見を述べる業務を担っており、精神障害者手帳の申請者にとって意に反する意見を述べなければならないこともある。現行においても、精神障害者手帳の交付が認められなかった者や等級判定に対して不満のある申請者が、判定内容について苦情申立てをする場合が頻繁にあるとともに訴訟に発展したこともある。このため、嘱託医の氏名並びに所属及び役職を開示すると、等級判定に対する不満から嘱託医への圧力や干渉等の影響を受けることも考えられ、専門的知見から適正かつ公平な意見を述べるのが難しくなる。

さらに、本件開示請求の対象行政文書には、嘱託医の意見聴取の場への出席日が記載されているが、これを開示すると、申請者が直接来庁して嘱託医に対して不満を述べることも想定され、意見聴取の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。実際に「いつ意見聴取を行っているのか」と聞かれたこともある。

また、嘱託医が心理的に重圧を感じることによって、委嘱を辞退するなどの状況が生じ得る。現状において、嘱託医に欠員が生じるなど、嘱託医の確保に苦慮している状況であり、精神障害者手帳の申請件数が10年前の2倍以上と、年々増加している一方で、精神障害者手帳の等級判定を行う精神保健指定医が全国的にみて少ない神奈川県内において、障害等級判定について意見を述べる嘱託医の確保が今後ますます困難となり、精神障害者手帳の等級判定業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、情報の開示をすとの決定を求める。
- (2) 条例第7条第2項第2号により嘱託医の氏名を非開示としたが、嘱託医については同項に該当しない。
- (3) 嘱託医の氏名について、当該嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の公務員であって、診察や診断を行うにあたっての専門的判断及び必要な助言指導を行う重要な職責を担っていることが認められる。そうすると、当該職務の遂行に係る情報に含まれる当該嘱託医の氏名については、慣行として請求人が知ることが予定されているというべきである。

#### 5 審査会の判断

- (1) 横浜市こころの健康相談センターにおける嘱託医について

横浜市では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）として、横浜市こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）を設置している。

こころの健康相談センターでは、精神保健福祉センターとしての業務を遂行するために、横浜市こころの健康相談センター嘱託医師委嘱要綱（平成28年8月22日健こ第476号（局長決裁））により、精神保健福祉法第6条第2項第1号に基づく調査研究業務、同法第27条に基づく診察業務、同法第6条第2項第4号に基づく精神障害者手帳に係る等級判定業務及び自立支援医療（精神通院医療）（以下「精神通院医療」という。）の支給認定に係る判定業務並びにその他こころの健康相談センター長が必要と認める業務に従事する嘱託医を委嘱している。

精神障害者手帳に係る等級判定業務及び精神通院医療の支給認定に係る判定業務においては、複数の嘱託医の意見を踏まえてこころの健康相談センターのセンター長が障害等級の判定及び支給認定の適否の判定を行う。

なお、平成28年度までは、精神障害者手帳に係る判定業務及び精神通院医療の支給認定に係る判定業務のために、横浜市こころの健康相談センター自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳判定会議（以下「判定会」という。）

を設置し、判定会の判定委員を委嘱していた。

(2) 非開示決定通知書の記載不備について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、非開示決定通知書の「1 開示請求に係る行政文書」欄に「平成28年度及び平成29年度の横浜市こころの健康相談センターにおける嘱託医師の氏名」と情報名を記載し、本件処分を行っているが、特定した対象行政文書の具体的名称を明らかにしていない。実施機関に確認したところ、本件処分においては、精神障害者手帳に係る等級判定業務及び精神通院医療の支給認定に係る判定業務に従事する嘱託医（以下「嘱託医（判定業務）」という。）の平成28年度及び平成29年度の名簿である「平成28年度横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）名簿」及び「平成29年度横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）名簿」（これらを総称し、以下「本件審査請求文書」という。）を特定し、全てを非開示としたと説明している。

しかし、本件処分の非開示決定通知書の記載からは、開示請求者が、特定された行政文書を具体的に理解することは困難である。

イ 実施機関が、開示請求に係る決定を開示請求者に対して通知する際には、決定において特定した対象行政文書の名称について、その名称自体に非開示情報が含まれている等の場合を除き、具体的に通知書に記載することが必要であると考えられる。

ウ 仮に実施機関が非開示とした決定が妥当であるとしても、本件処分のように、非開示決定通知書に具体的な行政文書名を記載せずに決定すると、開示請求者は対象となる行政文書の存在や名称さえ分からないこととなり、審査請求人は、実施機関が行った開示、非開示の判断の内容を正しく理解することもできない状況となる。

エ 以上のことから、本件処分は、非開示決定通知書の「1 開示請求に係る行政文書」欄に具体的な行政文書名の記載を欠く不備がある。

オ 本件処分は、上記のとおり、非開示決定通知書の記載に不備がある不適切なものであるが、実施機関は、本件審査請求文書について条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示としたと説明しているため、その妥当性について検討することとする。

(3) 本件審査請求文書の特定について

ア 実施機関は、上記(2)アのとおり、本件開示請求の対象行政文書として本件審

査請求文書を特定したと説明している。しかし、実施機関の弁明書には、こころの健康相談センターが委嘱している嘱託医は、調査研究業務や診察業務等も行っているとの記載があったため、改めて実施機関に確認したところ、平成28年度及び平成29年度において、こころの健康相談センターでは、本件審査請求文書に記載された嘱託医（判定業務）とは別に精神保健福祉法第6条第2項第1号に基づく調査研究業務及び同法第27条に基づく診察業務等に従事する嘱託医（以下「嘱託医（調査研究業務）」という。）を委嘱していたとのことであった。

イ したがって、実施機関は、平成28年度及び平成29年度にこころの健康相談センターで委嘱していた嘱託医（調査研究業務）の氏名が記載された行政文書についても本件開示請求の対象行政文書として特定すべきであった。

#### (4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該行政文書を開示しないことができることを規定している。

イ 本件審査請求文書には、嘱託医（判定業務）の氏名、所属医療機関等及び当該機関における役職（以下「嘱託医（判定業務）の氏名等」という。）並びに当該嘱託医が精神障害者手帳に係る等級判定及び精神通院医療の支給認定に係る判定について意見を述べる場又は判定会に出席する日（以下「出席日」という。）が記載されている。実施機関は、これらの情報は本号柱書に該当し、公にすると、精神障害者手帳に係る等級判定業務の適正な遂行に支障を及ぼす旨主張しているため、以下検討する。

ウ 嘱託医（判定業務）が従事する精神障害者手帳の等級判定業務は、嘱託医の等級判定に係る意見を踏まえて、最終的にこころの健康相談センターのセンター長が等級を判定することとされている。そして、判定された等級によって、精神障害者手帳の交付を受けた者が日常的に受けられるサービス内容や受け取る手当等に違いが生じる。

嘱託医（判定業務）の氏名等を公にすると、意に反する判定結果となった申請者が当該嘱託医に対して不満を募らせ、判定を覆させようとしたり、理由を問いただそうとする等の不当な圧力を加える可能性は否定できない。実施機関の説明によると、等級判定に対する苦情の申立てが頻繁になされているとのことである。

このことを考慮すると、嘱託医に対し何らかの圧力が加えられることは現実のものとして想定されるといえ、そのことを懸念した嘱託医が専門的見地から適正かつ公平な意見を述べることをちゅうちょすることで、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、実施機関の説明にあるように、現状でも嘱託医の確保に苦慮している中で、嘱託医（判定業務）の氏名等を公にすると、上記のような嘱託医に対する圧力への懸念から、嘱託医となりその職務を行うことに心理的重圧を感じることであり、その結果嘱託医の確保がますます困難となり、精神障害者手帳の等級判定業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、本件審査請求文書に記載された出席日を公にすると、実施機関が嘱託医から精神障害者手帳の等級判定に係る意見を聴取する日を特定することができ、このことにより手帳の申請者が来訪するなどして嘱託医に直接不満を述べたり、自らの症状や状況を訴えたりするなど何らかの働きかけを行うこと等が想定される。実施機関の説明によると実際に出席日についての問合せを受けているとのことである。これらを考慮すると、精神障害者手帳の等級判定に係る嘱託医からの意見聴取の実施に支障を及ぼすおそれが現実のものとして想定でき、出席日を公にすると、精神障害者手帳の等級判定業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件審査請求文書に記載されている嘱託医（判定業務）の氏名等及び出席日は本号柱書に該当する。

(5) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 実施機関は、本件審査請求文書について本号にも該当するとして非開示としているが、本件審査請求文書の全体が条例第7条第2項第6号柱書により開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性について判断するまでもない。

イ なお、審査請求人は、嘱託医は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の公務員であって、診察や診断を行うにあたっての専門的判断及び必要な助言指導を行う重要な職責を担っていることが認められるため、当該職務の遂行に係る情報に含まれる当該嘱託医の氏名については、慣行として請求人が知ることが予定されているというべきであると主張している。このことは、条例第7条第2項第2号ただし書アに該当する旨を主張しているものと解される。



しかしながら、本件審査請求文書の嘱託医の氏名は、上記(4)ウのとおり、審査請求人が主張する非開示事由とは別の条例第7条第2項第6号により開示しないことができる情報であり、慣行として公にすることが予定されているとはいえない。

(6) 付言

実施機関は、本件処分を行うに当たり、本件審査請求文書を特定したと説明しているが、本件処分の非開示決定通知書には、特定した対象行政文書の具体的名称を記載しておらず、本件処分は、前記(2)に記載のとおり不備のある不適切な処分であったといわざるを得ない。

今後、実施機関におかれては、このようなことのないようにされたい。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第7条第2項第6号に該当するとして開示しなかった決定は妥当である。

また、平成28年度及び平成29年度にこころの健康相談センターで委嘱した嘱託医（調査研究業務）の氏名が記載された行政文書を対象行政文書として特定しなかったことは妥当ではなく、該当する行政文書を特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年11月16日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年12月19日 (第310回第一部会) 平成29年12月21日 (第225回第三部会) 平成29年12月22日 (第328回第二部会)	・諮問の報告
令和元年8月27日 (第330回第一部会)	・審議
令和元年9月11日	・実施機関から弁明書(追加)の写しを受理
令和元年10月29日 (第332回第一部会)	・審議
令和元年12月3日 (第333回第一部会)	・審議
令和元年12月17日 (第334回第一部会)	・審議
令和2年1月28日 (第335回第一部会)	・審議